

森林整備や木材・木質バイオマス利用の取組を支援します！！
それぞれの取組内容に応じて、定額や1/2以内で助成します
(「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。)

新たに都道府県に基金を造成し、次のような取組を支援します。

森林整備の取組

間伐の実施・路網整備



間伐の実施や
林道までの搬出、作業道・作業路の作設

里山の再生



侵入竹の除去、病虫獣
害対策、広葉樹植栽

森林境界の明確化



間伐のための境界特定

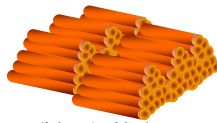
間伐材の搬出や加工流通の取組

高性能林業機械の導入



集材から造材、運搬に必要な機械の導入

木材加工流通施設の 整備



製品保管庫や
ストックポイントの整備

流通の円滑化



・運搬コスト掛かり増し助成
・バイオマス安定供給支援
・原料購入に係る利子助成

木材・木質バイオマスの利用や用途開拓の取組

木造公共施設の整備



学校の武道場



社会福祉施設

熱利用施設の整備



公共施設のボイラーの改良

他の用途開拓



木炭、きのこの生産加工施設

上記の支援を受けるためには、地域の地方公共団体、森林組合等の林業事業者・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等で構成される協議会を設立し、事業計画を作成する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

農林水産省林野庁計画課 (TEL: 03-6744-2300)

林野庁整備課、計画課 (03-6744-2303、03-6744-2300)

林野庁経営課、木材産業課、木材利用課 (03-3502-8055、03-6744-2293、03-6744-2297)

林野庁木材利用課、経営課、木材産業課 (03-6744-2297、03-3502-8059、03-6744-2295)

協議会をつくって、森林整備と木材・木質バイオマスの利用拡大を進めましょう！！

協議会を設立します(事業開始後のメンバー追加も可能)

1

協議会メンバー

地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者

2

協議会において事業をとりまとめ、事業計画を作成し、都道府県に提出します。

3

都道府県から国に申請し、事業量に応じた金額の交付を受け、都道府県に基金を造成します。

4

協議会メンバーから都道府県が個別の事業申請を受け、交付決定を行い、事業を実行します。

5

年度をまたぐ事業がある場合など最大23年度まで実行可能です。

6

事業期間中の事業内容の変更など、弾力的な運用が可能です。